



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…
- 教習指導員審査の実施……………

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…

告示

● 東京都告示第九百四十五号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十八年四月十二日  
 武蔵村山市残堀一丁目二十五番五の一部  
 延長 一二・二四  
 幅員 四・一三  
 四・一八

● 東京都告示第九百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類  
 指定年月日  
 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路  
 平成二十八年四月八日  
 東村山市本町二丁目十六番二十の一部、同番二十地先、同番一の十八番一の一部、同番十四、同番四十二の

一部、同番四十四、十九番十九の一部、同番二十一、同番二十二の一部、同番二十三、同番二十四、同番二十五の一部、同番四十一、同番四十二、同番四十三、同番四十四、同番四十五並びに同番七十七、同番八十七、同番八十二及び同番八十四の各一部、同番八十五、同番八十六、同番八十九から同番九十七まで、同番九十九、同番百二十九、同番百三十一、同番百三十二から同番百三十四まで、同番百三十六から同番百三十九まで、同番百四十一から同番百四十四まで、同番百二十三の一部、同番二十四、同番二十四地先並びに同番

三十九、同番四十五及び同番四十八の各一部並びに同番五十七及び同番六十三の一部、同番七十一、同番七十三、同番七十四の一部、同番七十五、同番七十七の一部、同番八十二、同番八十七、同番八十八の一部、同番九、同番百十並びに同番百十二、同番百十五及び同番百十六の各一部、同番百十七並びに同番百十八、同番百十九、同番百二十一及び同番百二十二の各一部、同番百二十三から同番百三十まで並びに二十一番二、同番三及び同番六の各一部、同番七、同番八並びに同番九から同番十一まで、同番十四、同番二十四、同番二十九及び同番二十九の各一部、同番三十四から同番三十四まで並びに同番三十五及び二十三番一の各一部、同番五、同番六並びに同番七及び同番二十一の各一部、同番二十四、同番二十五並びに同番二十九、同番三十、久米川町四丁目八番十一、同番十九、同番三十五及び同番三十九の各一部

十七及び同番二十九の各一部、同番三十四から同番三十四まで並びに同番三十五及び二十三番一の各一部、同番五、同番六並びに同番七及び同番二十一の各一部、同番二十四、同番二十五並びに同番二十九、同番三十、久米川町四丁目八番十一、同番十九、同番三十五及び同番三十九の各一部

●東京都告示第九百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年五月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年五月十六日(月曜日)午前十時から

二 公聴会を行う場所 瑞穂町 町民会館 第二会議室  
西多摩郡瑞穂町大字石畑千八百七十五

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一担当(東京都青梅合同庁舎三階)  
青梅市河辺町六丁目四番一号  
電話〇四二八(二三)三六九二

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都公営企業管理者 水道局長 醍醐 勇司

建築敷地 西多摩郡瑞穂町大字石畑字二本榎二百十六番二及び二百十七番二

地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準防火地域(第一種住居地域)、第一種高度地区及び第二種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 ポンプ所 増築

敷地面積 約一、七三五平方メートル 増減なし

建築面積 約三三二平方メートル 約九七平方メートル

延べ面積 約六五三平方メートル 約九七平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造

高さ 九・二〇メートル 四・四〇メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

# 告 示 (公)

## ●東京都公安委員会告示第164号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年5月6日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車免許教習指導員審査
- (4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査
- (5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査
- (6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査
- (7) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査

### 2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

### 3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能
- ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能
- イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をい

う。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

### (2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

### 4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者

### 5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成28年6月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

### 6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

平成28年5月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

### (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

### (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成28年5月9日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

### 7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

### 8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

イ 自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

武蔵村山市学園五丁目十三番 練馬区石神井町二丁目二十  
四及び十四番二十六 六番十一号

一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

あきる野市牛沼字清水二百六 練馬区石神井町二丁目二十  
十六番一、同番三、同番五及 六番十一号  
び二百六十七番 一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代) 電話 〇三(五三二二)一一一一

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

